

arrowheadのリニューアルに伴う「業務規程」等の一部改正について

平成27年4月21日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「業務規程」等の一部改正を行い、本年9月24日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、本年9月24日を予定している株券等の立会取引に係る売買システムである(株)東京証券取引所のarrowheadのリニューアルに合わせて、呼値の単位の段階的な見直しフェーズⅢとしてフェーズⅠ・Ⅱで新たに設けた細かい呼値の単位を一部見直すほか、複数の呼値による急激な価格変動を抑制するため連続約定気配の表示条件を追加するなど、「業務規程」等の一部改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

II. 改正概要

1. 呼値の単位の見直し（フェーズⅢ）

- ・ TOPIX100（株式会社東京証券取引所の上場株券のうち市場第一部銘柄の中から同取引所が選定した100銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、同取引所が算出するものをいう。以下同じ。）を構成する株券で当取引所に上場する株券に係る呼値の単位について、1株の値段が3,000円を超え5,000円以下の場合は1円、3万円を超え5万円以下の場合は10円、30万円を超え50万円以下の場合は100円、300万円を超え500万円以下の場合は1,000円、3,000万円を超え5,000万円以下の場合は1万円に変更します。
- ・ その他の株券に係る呼値の単位については、見直しを行いません。

2. 連続約定気配の表示条件の追加

- ・ 複数の呼値による急激な価格変動においても、当取引所が必要と認めるときは連続約定気配表示を行うものとします。
- ・ 当取引所が適当と認める時間内に複数の呼値により当取引所が適当と認める値幅を超えて価格が変動する場合、連続約定気配表示を行います。

（備考）

- ・ 業務規程第14条第3項第1号

- ・ 呼値に関する規則第14条第1項

III. 施行日

- ・ 平成27年9月24日から施行します。

※売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないときと当取引所が認める場合には、平成27年9月24日以後の当取引所が定める日から施行します。

以上